ロ　医療職俸給表(三)

組織の区分＼職務の級の区分	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校	人	人	人	人 七（七）	人 二（二）	人 四（三）	人
陸上自衛隊						一	
航空自衛隊					一（一）	一二（一〇）	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

別表第十一　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	人	人<四（四）>	人	人
防衛装備庁		四（一）	四（一）	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

備考　表中の「　」の記載は注記である。

（防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部改正）

第二条　防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和四十八年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（診療科及び診療施設）	（診療科及び診療施設）
第十八条　［略］	**第十八条**　［同上］
2　病院に、中央診療施設（以下「診療施設」という。）として、次の部、センター及び室を置く。	2　病院に、中央診療施設（以下「診療施設」という。）として、次の部及び室を置く。
医療安全・感染対策部	医療安全・感染対策部
外傷・熱傷・事態対処医療センター	
検査部	検査部
手術部	手術部

ロ　医療職俸給表(三)

組織の区分＼職務の級の区分	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛医科大学校	人	人	人	人 七（七）	人 二（二）	人 六（五）	人
航空自衛隊					三（三）	一二（一一）	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。

別表第十一　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける事務官等のうち定年前再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	人	人<四（四）>	人	人
防衛装備庁			四（四）	

備考　この表において組織の区分及び職務の級の区分ごとの定数のうち、「暫定再任用短時間勤務職員」は内数であり「（　）」で示す。